

長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程の制定について
制定理由

長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関し必要な事項を定めるため、この規程を制定するものである。

平成21年9月25日

規程第44号

制定権者 長崎大学長 片峰 茂

長崎大学における全学テニユア・トラック制の推進体制に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎大学（以下「本学」という。）における全学テニユア・トラック制の推進体制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) テニユア 労働契約の期間の定めのない職員又は長崎大学における教員の任期に関する規則（平成16年規則第33号）に規定する任期の定めのある職員としての身分をいう。
- (2) テニユア・トラック制 若手の教育職員が厳格な審査を経てテニユアを獲得する前に、有期雇用職員（長崎大学有期雇用職員就業規則（平成17年規則第21号）の適用を受ける者をいう。）として自立した教育職員としての経験を積ませ、テニユア付与に係る審査を経てテニユアを付与する（付与されなかった場合は労働契約の期間満了をもって退職する）制度をいう。
- (3) テニユア・トラック教員 テニユア・トラック制により雇用された教育職員をいう。
- (4) 全学テニユア・トラック制 学長が選定した重点研究課題及び研究課題において導入するテニユア・トラック制をいう。
- (5) 重点研究課題リーダー 重点研究課題のリーダーをいう。
- (6) 関連部局 重点研究課題及び研究課題を担当する部局をいう。
- (7) 関連部局長 関連部局の長をいう。

(実施体制)

第3条 全学テニユア・トラック制を推進するため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 全学テニユア・トラック制推進委員会（以下「推進委員会」という。）
- (2) テニユア・トラック推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）
- (3) テニユア・トラック審査委員会（以下「審査委員会」という。）
- (4) テニユア・トラック事務執行チーム（以下「事務執行チーム」という。）

2 テニユア・トラック教員ごとに、研究活動、関係者等とのコミュニケーション、大学運営への参加等について積極的に支援し助言を与えるため、関連部局の教員から選出されたメンターを置く。

(推進委員会)

第4条 推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する理事，副学長又は学長特別補佐
 - (2) 関連部局長
 - (3) 重点研究課題リーダー
 - (4) 事務執行チームチームリーダー
 - (5) 事務執行チーム副チームリーダー
- 2 推進委員会に委員長を置き，前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 推進委員会は，全学テニユア・トラック制の推進に関する事項について審議する。
(推薦委員会)

第5条 推薦委員会は，重点研究課題及び研究課題ごとに関連部局において組織する。

- 2 推薦委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 関連部局の長
 - (2) 関連部局の教授 若干人
- 3 重点研究課題に係る推薦委員会を組織する場合は，前項第2号の委員に当該重点研究課題リーダーを含めなければならない。
- 4 推薦委員会に委員長を置き，第2項第1号の委員をもって充てる。
- 5 推薦委員会は，次に掲げる事項について審議する。
- (1) 審査委員会へのテニユア・トラック教員採用候補者の推薦に関すること。
 - (2) 審査委員会へのテニユア付与候補者の推薦に関すること。
- 6 推薦委員会は，前項の審議の結果を基に，審査委員会に候補者を推薦する。
- 7 推薦委員会は，テニユア・トラック教員採用候補者及びテニユア付与候補者を推薦するに当たって，重点研究課題及び研究課題ごとに学長が委嘱する学外有識者に対して意見を求めるとともに，関連部局の教授会の議を経なければならない。
(審査委員会)

第6条 審査委員会は，次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事，副学長又は学長特別補佐
 - (3) 関連部局以外の部局の長 1人
- 2 審査委員会に委員長を置き，前項第1号の委員をもって充てる。
- 3 審査委員会は，次に掲げる事項について審査する。
- (1) 推薦委員会から推薦があったテニユア・トラック教員採用候補者の採否に関すること。
 - (2) 推薦委員会から推薦があったテニユア付与候補者の採否に関すること。
- (事務執行チーム)

第7条 事務執行チームは，次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究国際部次長
- (2) 研究国際部研究企画課長
- (3) 総務部人事企画課長
- (4) 関連部局の担当課長，事務長及び事務室長
- (5) 研究国際部研究企画課の担当職員

- (6) 総務部人事企画課の担当職員
 - (7) 関連部局の担当職員
 - (8) その他学長が必要と認めた者
- 2 事務執行チームにチームリーダー及び副チームリーダーを置き、チームリーダーは前項第1号の者を、副チームリーダーは同項第2号の者をもって充てる。
 - 3 事務執行チームは、全学テニユア・トラック制に関する事務を行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、全学テニユア・トラック制の推進体制に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年9月25日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に地方総合大学における若手人材育成戦略（平成19年度科学技術振興調整費「若手研究者の自立的研究環境整備の促進」採択事業）を遂行するために雇用されている教育職員は、第2条第3号に規定するテニユア・トラック教員になるものとする。